

静岡県告示第47号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年1月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
須走小山線	駿東郡小山町用沢字萩窪1441番の259から 駿東郡小山町用沢字萩窪1441番の34まで	令和5年1月27日

=====

静岡県告示第48号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年1月27日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三沢富士宮線	富士宮市西山字堀附2762番の3から 富士宮市西山字堀附2759番の4まで	令和5年1月27日